



平成 29 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 黒田精工株式会社
代表者名 取締役社長 黒田 浩史
(コード番号 7726 東証 第 2 部)
問合せ先 経理部長 荻窪 康裕
(TEL 044-555-3800)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準にすることを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株について 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	28,100,000 株
株式併合により減少する株式数	22,480,000 株
株式併合後の発行済株式総数	5,620,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	74,800,000 株
変更後の発行可能株式総数	14,960,000 株

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満	81 名 (3.2%)	91 株 (0.0%)
5 株以上	2,436 名 (96.8%)	28,099,909 株 (100.0%)
総株主	2,517 名 (100.0%)	28,100,000 株 (100.0%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満をご所有の株主様 81 名（所有株式数合計 91 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株式を買い取ることを当社に請求することも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条を変更するものであります。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力の発生をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>7,480</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1,496</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	附則 第 6 条 (発行可能株式総数) 及び第 8 条 (単元株式数) の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとし、効力の発生をもって本附則を削除する。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 30 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

【添付資料】(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、投資家の利便性の向上、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することとし、その移行期限を平成30年10月1日としています。

当社は、株式会社東京証券取引所に上場する会社といたしまして、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株主の所有株式や議決権はどうなるのでしょうか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日の前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,052株	1個	210株	2個	0.4株
例③	500株	なし	100株	1個	なし
例④	238株	なし	47株	なし	0.6株
例⑤	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例②、④、⑤のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満（上記⑤のような場合）の株主様は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5 受け取る配当金額はどのようになるのでしょうか。

A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の5倍となるためです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に株主様にお願いをする特段のお手続きはございません。

Q 9 株式併合後でも単元未満株式の買取をしてもらえますか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

【お問合せ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問合せください。

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上